

問 題 1

○ 次の各文の①から⑩にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。また、⑪～⑳については、各文の選択肢から適切な記号をひとつ選び、解答欄に記入しなさい。\*同じ番号には同じ語句が入ります。

1 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

第三条 図書館は、図書館（①）のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を（②）し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の（③）に努めなければならない。

一・二（略）

三 図書館の職員が図書館資料について十分な（④）を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の（⑤）に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の（⑥）を行うこと。

五～九（略）

【解答欄】

①		②		③	
④		⑤		⑥	

2 A市の年度別の人口、貸出点数、貸出者数、登録者数は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口（千人）	360	361	360	359
貸出点数（千点）	1,480	1,460	1,460	1,390
貸出者数（千人）	448	434	431	414
登録者数（千人）	95	96	97	97

このとき、A市について以下の問いに答えよ。

- ・令和4年度の貸出密度は（⑦）。※四捨五入により小数第一位まで求めよ。
- ・令和2年度から令和4年度までの、総貸出点数は（⑧）点。
- ・令和2年度の、前年度に比しての貸出点数の増加率は（⑨）%。※四捨五入により小数第一位まで求めよ。
- ・実質貸出密度が一番高いのは（⑩）年度。

【解答欄】

⑦		⑧		⑨		⑩	
---	--	---	--	---	--	---	--

3 以下の資料の分類（NDC10 版）を選択肢により答えなさい。

『国史大辞典』（⑪ ） 『最高裁判所民事判例集』（⑫ ）  
 『国書総目録』（⑬ ） 大阪府内の住宅地図（⑭ ）

選択肢

(a) 0 1 0 . 5	(b) 0 2 5 . 1	(c) 2 1 0 . 0 3	(d) 2 1 6 . 3
(e) 2 9 1 . 6 3	(f) 3 1 8	(g) 3 2 4	(h) 3 3 8 . 1

【解答欄】

⑪		⑫		⑬		⑭	
---	--	---	--	---	--	---	--

4 次の説明文に関連する人物を選択肢より選んで答えなさい。

- ⑮ 通説では、日本最古の公開図書館といわれている「芸亭」の設立者。読書や思索、論議の場として開設した。
- ⑯ 日本点字図書館のもととなる日本盲人図書館を昭和 15 年に私財により創立。点字図書館界の発展を牽引した。
- ⑰ インド図書館学の父、分類理論の世界的権威として現代の図書館学やドキュメンテーションに大きな影響を与えた一人。「図書館学の五法則」により、図書館学の根本原理を提唱した。
- ⑱ 1888 年図書館学修学の最初の留学生として米欧にて 1 年半学び、戦前期日本の唯一の国立図書館である帝国図書館の設立に尽力した。日本図書館協会の生みの親でもある。
- ⑲ 雑誌数と累積掲載論文数との数学的な規則性を発見し、計量書誌学の代表的な分布法則の一つとして名前が冠せられている。1927 年に国際ドキュメンテーション連盟英国支部を設立。

選択肢

ア. バトラー	イ. 田中稻城	ウ. 森清	エ. ブラッドフォード	オ. 石上宅嗣
カ. ランガナータン	キ. 本間一夫	ク. ブラウン	ケ. 菅原道真	

【解答欄】

⑮		⑯		⑰		⑱		⑲	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

5 次の作家の代表作を選択肢より選んで答えなさい。

- ㉔ 石井桃子
- ㉕ 斎藤惇夫
- ㉖ 中川李枝子

選択肢

ア. ぐりとぐら    イ. 精霊の守り人    ウ. 車のいろは空のいろ    エ. ノンちゃん雲に乗る  
 オ. 二分間の冒険    カ. 冒険者たち - ガンバと十五ひきの仲間    キ. ごろごろにゃーん

【解答欄】

㉔		㉕		㉖	
---	--	---	--	---	--

6 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

第三十一条（前略）次に掲げる場合には、その（㉓）を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて（㉔）を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された（㉔）の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する（㉔）（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の（㉔）の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の（㉕）のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、（㉖）その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「（㉖）等資料」という。）の複製物を提供する場合

2～11（略）

選択肢

ア. 対価    イ. 著作物    ウ. 出版物    エ. 保存    オ. 廃版    カ. 閲覧  
 キ. 絶版    ク. 営利    ケ. 刊行物

【解答欄】

㉓		㉔		㉕		㉖	
---	--	---	--	---	--	---	--





